

「雇用保険適用窓口」来所の受付時間変更のお知らせ

＜令和2年1月から、8:30～16:00になります＞

～便利な電子申請をご利用ください～

1 窓口来所の場合の受付時間変更

政府では、行政手続に掛かる事業者の皆さまの作業時間（行政手続コスト）を削減するため、電子申請の利用促進を図っています。電子申請の利便性の向上に向けたこれまでの取組や特定法人の電子申請義務化に向けた動きなどにより、電子申請率は着実に上昇しています。

この取組を加速するため、ハローワークにおいても、雇用保険適用窓口（※）の受付を16時までとし、**16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしました。**

事業主などの皆さま、電子申請処理の迅速化のため、窓口受付時間の変更についてご理解いただきますようお願いいたします。また、この機会に、ぜひ便利な電子申請をご利用ください。

（※）事業主などが行う申請・届出（事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続）が対象となります。

2 「電子申請」をする **3** つのメリット

★ 24時間・365日、申請できます

雇用保険適用窓口の受付時間は、8：30～16：00ですが、電子申請の場合、24時間・365日いつでも受付可能です。職場や出先など、どこからでも電子申請を行うことが可能です。

★ 個人情報紛失のリスクがありません

個人情報の持ち運びが不要のため、個人情報紛失のリスクがありません。慎重なマイナンバーの取扱いを期す事業主などの皆さまのニーズにも対応しています。

★ 時間と費用を削減できます

電子申請については、各都道府県労働局電子申請事務センター及びハローワークで処理を行っています。ハローワークへ行くための時間や待ち時間がないため、往來などに要する時間と費用が削減できます。

※2018年度末現在、37労働局に設置しており、順次増設しています。

- ☞ 16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承ください。
- ☞ 郵送の場合、郵送に伴うチェック作業等のため、来所や電子申請による申請・届出より所要期間が長くなりますのでご了承ください。

◎詳細は、ハローワークまたは各都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。

